

平成 17 年 5 月 13 日

各 位

株式会社 近畿大阪銀行

お客様情報が記載された書類のファックスによる誤送信について

今般、近畿大阪銀行高石支店で、書類をファックスにより誤送信するという事態が発生いたしました。

本件は、4 月 28 日(木)に、口座振替依頼明細書を、本店事務センターへファックスにより送信する際、担当者が番号を誤ったため、外部へ誤送信されました。誤送信した書類の発見には至っておりませんが、現時点で情報の不正利用の事実は確認されておりません。また、誤送信によりご迷惑をおかけしたお客様には、事態をご説明の上、お詫びを申し上げます。

(誤送信した書類の内容)

- ・ 近畿大阪銀行高石支店で口座振替契約をいただいている法人のお客様（収納企業）の口座振替依頼明細書 1 枚
上記書類には、収納企業様の会社名、口座番号と、近畿大阪銀行高石支店にて振替口座を開設していただいている 20 名の個人のお客様の、お名前、口座番号、口座振替金額、収納企業様との契約番号が記載されております。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に向け、お客様情報をファックスで送信する際に事前登録先以外の外線番号での送信を厳禁するなど、お客様情報のお取り扱いにつきまして、さらに徹底してまいります。

以 上